

令和8年 第4回 臨時会

# 白鷹町議会会議録

令和8年4月30日 開会  
令和8年4月30日 閉会

白 鷹 町 議 会

白鷹町告示第69号

令和8年第4回白鷹町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年4月21日

白鷹町長 田 宮 修

記

1. 期 日 令和8年4月30日（木） 午前10時開議
2. 場 所 白鷹町役場 議場

# 令和8年第4回白鷹町議会臨時会 第1日

## 議事日程

令和8年4月30日（木）午前10時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		行政報告
日程第 4	議第67号	白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 5	議第68号	白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 6	議第69号	令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について
日程第 7	議第70号	令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
日程第 8	議第71号	白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議第72号	白鷹中学校グラウンド排水対策工事請負契約の締結について

---

## ○出席議員（12名）

1番	菅原隆男	議員	2番	衣袋正人	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	佐々木誠司	議員	6番	丸川雅春	議員
7番	金田悟	議員	8番	笹原俊一	議員
9番	山田仁	議員	10番	関千鶴子	議員
11番	今野正明	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

## ○欠席議員（なし）

---

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	田宮修
教	育	長 迎田浩昭
総	務	課 長 長岡聡
税	務	出納課 長 吉村秀昭

企 画 政 策 課 長	加 藤 和 芳
町 民 課 長	橋 本 達 也
健 康 福 祉 課 長	永 沢 照 美
商 工 観 光 課 長	黒 澤 和 幸
農 政 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	橋 本 秀 和
林 政 課 参 与 ( 兼 ) 課 長	永 野 徹
建 設 課 長	菊 地 智
上 下 水 道 課 長	高 橋 浩 之
病 院 事 務 局 長	片 山 正 弘
教 育 次 長	川 部 茂 樹
学 校 教 育 主 幹	新 野 文 俊
監 査 委 員	小 谷 部 仁

---

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 裕
補 佐	大 瀧 勇 祐
書 記	竹 田 雅 紀 子

## 開 会

<午前10時>

### 【開議の宣告】

○議長（菅原隆男） ご参集まことにご苦労さまです。

これより令和8年第4回白鷹町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 【議事日程の報告】

○議長（菅原隆男） 議事日程は、配付のとおりであります。

---

### 【会議録署名議員の指名】

○議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

5番 佐々木誠司 君

6番 丸川雅春 君

の兩名を指名いたします。

---

### 【会期の決定】

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会に諮問したところ、4月30日、本日1日が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 【行政報告】

○議長（菅原隆男） 日程第3、行政報告を行います。町長、田宮修君。

〔町長 田宮 修 登壇〕

○町長（田宮 修） 行政報告を行います。

一点目、町長就任にあたって。この度の町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご信任を賜り、町政の重責を担わせていただくことになりました。もとより微力ではありますが、皆様から寄せられた信頼と期待に応えるため、佐藤前町長が進めてこられたまちづくりを引き継

ぎつつ、新たな決意と情熱をもって、町政を進めてまいる所存です。

現在の本町には、最重要課題である人口減少対策をはじめ、人材の育成、産業の振興、生活基盤の整備、移住定住の施策等、継続して取り組むべき課題が山積しております。これらの課題に向かう私の考えや具体的な取組については、6月の定例会にてお示ししたいと考えておりますが、「未来へつなぐ共創のまちづくり」の理念のもと、現場との対話を大事にしながら、「町民一人ひとりが幸せを実感し、未来に希望が持てるまちづくり」に一つずつ着実に取り組んでまいります。

まちづくり施策の推進には、町民の皆様、町議会、そして行政が手を取り合い、知恵を出し合い、共に施策をつくり上げていく共創こそが、白鷹の未来を切り拓く力になると確信しております。

町民本位の幸福を希求し、全力でまちづくりを展開いたす所存でありますので、これからの町政運営に共に誠実に邁進すべく、改めて議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

二点目、町職員の不祥事について。この度の本町職員の不祥事により、町民の皆様、関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを心より深くお詫び申し上げます。

当該不祥事の概要につきましては、3月26日に公表いたしておりますとおり、上下水道課の職員が、職場内の金庫に保管されていた、町が水道料金収納業務等を委託している事業者の所有する現金を二度にわたり、計10万8,000円を窃取したものであります。

町では、当該職員や関係者からの聴き取りを進め、事実確認がなされたことから、3月26日付で当該職員を免職の懲戒処分といたしました。

また、監督責任者として管理職を戒告の懲戒処分、その他上司2名を文書訓告といたしました。

当該行為は、法令遵守が当然に求められる立場である公務員として、断じて許されるものではなく、このような事を二度と起すことのないよう、全職員に対して、改めて服務規律の保持の徹底を図るとともに、町民の皆様との信頼関係を大切にされた業務遂行に努めることを指導いたしました。

失った信頼を取り戻すことは容易ではありませんが、今後とも、町民の皆様への信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

---

#### 【議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（菅原隆男） 日程第4、議第67号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

[町長 田宮 修 登壇]

**○町長（田宮 修）** ただいま上程されました 議第 67 号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止及び特別特定建築物のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の拡充と延長に伴う改正等、所要の整備を行うため、本条例を令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したので承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（菅原隆男）** 税務出納課長、吉村秀昭君。

**○税務出納課長（吉村秀昭）** ご説明申し上げます。

議案書の 2 枚目をご覧ください。

専第 4 号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止及び特別特定建築物のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の拡充と延長に伴う改正等、所要の整備を行うものでございます。

主な改正点につきまして、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で申し上げます。

第 8 条、納税証明事項、改、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改めるものでございます。

第 18 条第 3 項、所得割の課税標準、改、所得割が課税されている納税義務者が、対象となる法人から支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象としたうえで、配当割の対象とするものでございます。

第 70 条第 1 項から第 3 項、軽自動車税の納税義務者等から、2 ページ、第 80 条第 2 項、第 7 項、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までにつきましては軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、名称を改め、引用条項の整理等を行うものでございます。

3 ページをご覧ください。

附則第 7 条の 2 第 12 項、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、新、不特定多数の高齢者、障害者が主として利用する建築物に国のバリアフリー改修事業を活用し、バリアフリー改修工事を実施した場合に対象となる建築物の固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合を 3 分の 1 と定めるものでございます。

4 ページをご覧ください。

附則第 13 条第 2 項、第 3 項、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、3 輪以上の軽自動車に係る環境性能に優れた車両の税率軽減（グリーン化特例）が 2 年間延長されることに伴い、文言を整理するものでございます。

附則第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、改、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を、令和 8 年度から令和 11 年度まで延長するものでございます。

5 ページをご覧ください。

附則第 1 条、施行期日、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

附則第 2 条第 1 項から、次のページの附則第 4 条第 2 項までは、それぞれの経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第 67 号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 【議第 68 号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（菅原隆男） 日程第 5、議第 68 号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

〔町長 田宮 修 登壇〕

○町長（田宮 修） ただいま上程されました 議第 68 号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る規定を新設するとともに、基礎課税額の課税限度額の引き上げを行うなど、所要の整備を行うため、本条例を令和 8 年 3 月 31 日付けで専決処分したので承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、吉村秀昭君。

○税務出納課長（吉村秀昭） ご説明申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

専第5号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る規定を新設するとともに、基礎課税額の課税限度額の引き上げを行うなど、所要の整備を行うものでございます。

主な改正点につきまして、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で申し上げます。

第3条第2項、課税額、改、基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

第3条第5項、改、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とするものでございます。

第9条第1項、国民健康保険税の減額、改、7割・5割・2割軽減後の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る7割・5割・2割軽減の規定を追加するとともに、軽減後の課税限度額を3万円とするものでございます。

第9条第1項第1号、改、子ども・子育て支援納付金課税額に係る、7割軽減の場合に減額する額を定めるものでございます。表につきましては種別、減額する額の順で申し上げます。被保険者均等割額840円、18歳以上被保険者均等割額70円、世帯別平等割額630円、特定世帯（1/2軽減）315円、特定継続世帯（1/4軽減）473円。

2ページをご覧ください。

第9条第1項第2号、改、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に引き上げるものでございます。また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る、5割軽減の場合に減額する額を定めるものでございます。被保険者均等割額600円、18歳以上被保険者均等割額50円、世帯別平等割額450円、特定世帯（1/2軽減）225円、特定継続世帯（1/4軽減）338円。

第9条第1項第3号、改、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る、2割軽減の場合に減額する額を定めるものでございます。被保険者均等割額240円、18歳以上被保険者均等割額20円、世帯別平等割額180円、特定世帯（1/2軽減）90円、特定継続世帯（1/4軽減）135円。

3 ページをご覧ください。

第9条第2項第3号、新、未就学児がある場合に子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を定めるものでございます。7割軽減対象世帯 180 円、5割軽減対象世帯 300 円、2割軽減対象世帯 480 円、軽減対象世帯以外の世帯 600 円。

第9条第3項、改、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上均等割額を、出産被保険者の軽減措置の対象とするものでございます。

第9条第3項第7号から第9号、新、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から減額する額を定めるものでございます。減額する額につきましてはそれぞれの額の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とするものです。

4 ページをご覧ください。

第9条第4項、新、世帯内に18歳未満の被保険者がある場合、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、18歳未満の被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額した額とするものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の白鷹町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 【議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第69号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

〔町長 田宮 修 登壇〕

○町長（田宮 修） ただいま上程されました 議第69号 令和7年度白鷹町一般会計補正予

算（第 11 号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては 3 月 31 日付けで行いました専決処分について承認を求めるものであります。主な内容といたしましては国県補助事業及び起債事業等の調整を行うとともに将来の財政需要等に備え財政調整基金への積立てに対応したものであります。財源調整といたしましては地方交付税、国県支出金、地方債及び繰入金等で対処したものであります。その他、債務負担行為につきましては事業の実績に基づく補正を行ったものであります。以上の結果、歳入歳出それぞれ 4,220 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 116 億 9,330 万円となったものであります。

なお詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。補正予算書（第 11 号）の 1 ページをご覧ください。

専第 6 号 令和 7 年度白鷹町一般会計補正予算（第 11 号）。

令和 7 年度白鷹町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,220 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116 億 9,330 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

補正予算説明書の 3 ページをお開きください。

款、項、目、補正額、計、主な説明を申し上げます。

2 歳入。

7 款 地方消費税交付金 1 項 地方消費税交付金 1 目 地方消費税交付金 732 万 8,000 円の減額、3 億 5,287 万 2,000 円、同交付金の調整でございます。

9 款 地方特例交付金 2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1 目 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 42 万 7,000 円の減額、114 万 2,000 円、同交付金の調整でございます。

10 款 地方交付税 1 項 地方交付税 1 目 地方交付税 2 億 6,858 万 8,000 円、45 億 2,331 万 2,000 円、特別交付税の追加でございます。

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金 100 万円、6 億 6,119 万

2,000円、障害福祉サービス費負担金の調整でございます。

4ページをご覧ください。

2項 国庫補助金 4目 土木費国庫補助金 3,308万6,000円の減額、6,742万6,000円、社会資本整備総合交付金等の調整でございます。

5目 教育費国庫補助金 15万円、2,721万7,000円、へき地児童生徒援助費等補助金の調整でございます。

15款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 22万2,000円の減額、3億4,710万2,000円、福祉医療給付事業費負担金等の調整でございます。

2項 県補助金 4目 農林水産業費県補助金 200万円の減額、3億5,339万2,000円、機構集積支援事業補助金の調整でございます。

5目 商工費県補助金 29万4,000円の減額、1,901万4,000円、中小企業緊急災害等対策利子補給補助金の調整でございます。

6目 土木費県補助金 61万3,000円の減額、677万5,000円、山形県住宅リフォーム支援事業補助金の調整でございます。

8目 消防費県補助金 100万円、100万円、被災者生活再建支援事業費補助金の追加でございます。

16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子および配当金 5万4,000円、1,413万5,000円、基金利子の調整でございます。

17款 寄附金 1項 寄附金 2目 ふるさと応援寄附金 30万円、1億30万円、同寄附金の追加でございます。

5目 総務費寄附金 10万円、10万円、総務管理費寄附金でございます。

6目 民生費寄附金 100万円、100万円 社会福祉費寄附金でございます。

6ページをご覧ください。

18款 繰入金 2項 基金繰入金 12目 地域経済変動対策基金繰入金 134万円の減額、1,031万円、基金繰入金の調整でございます。

20款 諸収入 4項 雑入 3目 雑入 61万8,000円、1億1,771万1,000円、後期高齢者健康診査委託料等の調整でございます。

21款 町債 1項 町債 1目 総務債 4,780万円の減額、2,890万円、過疎対策事業債及びデジタル活用推進事業債の調整でございます。

2目 民生債 430万円、1億2,400万円、過疎対策事業債及びデジタル活用推進事業債の調整でございます。

7ページをご覧ください。

3目 衛生債 1,520万円の減額、3,680万円、過疎対策事業債及び上水道事業出資債の調整でございます。

4目 農林水産業債 270万円の減額、8,110万円、過疎対策事業債の調整でございます。

5目 商工債 5,370万円の減額、1億3,010万円、過疎対策事業債の調整でございます。

6目 土木債 1,710万円の減額、7億2,980万円、過疎対策事業債等の調整でございます。

8ページをご覧ください。

7目 消防債 1,790万円の減額、1億1,970万円、緊急防災・減災事業債の調整でございます。

8目 教育債 3,520万円の減額、1億9,050万円、過疎対策事業債等の調整でございます。

10ページをご覧ください。

3 歳出。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 財源の更正でございます。

3目 財政管理費 4万4,000円、2,250万4,000円、減債基金利子積立てでございます。

7目 情報処理費 2,864万2,000円の減額、1億5,901万7,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

8目 財政調整基金費 2億3,001万円、3億8,701万5,000円、財政調整基金元金及び利子積立てでございます。

15目 地区コミュニティセンター費 10万円、1億2,934万4,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

17目 デジタル推進費 118万6,000円の減額、1,815万円、事業の実績に基づく調整でございます。

11ページをご覧ください。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 100万円、3億235万1,000円、福祉振興基金への元金積立てでございます。

2目 心身障害者福祉費 220万2,000円、5億2,468万3,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

4目 福祉医療費 72万2,000円の減額、9,323万6,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

6目 健康福祉センター費 財源の更正でございます。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 財源の更正でございます。

12ページをご覧ください。

3目 保育園費 財源の更正でございます。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 3目 健康増進事業費 25万7,000円、3,859万2,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

4目 母子保健事業費 29万3,000円、2,632万8,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

4項 上水道費 1目 上水道費 1,370万円の減額、2,191万2,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

13ページをご覧ください。

6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務費 財源の更正でございます。

3目 農業振興費 413万1,000円の減額、9,742万5,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

5目 農地費 14万3,000円の減額、2億4,967万3,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

6目 農業再生協議会費 200万円の減額、2,303万9,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

2項 林業費 1目 林業総務費 財源の更正でございます。

2目 林業振興費 80万7,000円の減額、1億4,060万円、事業の実績に基づく調整でございます。

14ページをご覧ください。

3目 森林環境保全整備事業費、719万7,000円の減額、12万4,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

7款 商工費 1項 商工費 1目 商工総務費 財源の更正でございます。

2目 商工振興費 549万9,000円の減額、2,677万2,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

3目 観光費 2,702万7,000円の減額、3億258万3,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

15ページをご覧ください。

5目 地域産業活性化対策費 3,000万円の減額、1億7,123万6,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路維持費 491万6,000円の減額、4億9,467万4,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

3目 道路新設改良費 305万8,000円の減額、1億7,395万6,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

4目 橋梁維持費 財源の更正でございます。

16ページをご覧ください。

5項 住宅費 1目 住宅管理費 2,502万1,000円の減額、2,485万5,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

2目 住宅整備事業費 91万8,000円の減額、5億4,807万9,000円、工事の実績に基づく調整でございます。

17 ページをご覧ください。

9 款 消防費 1 項 消防費 3 目 消防施設費 1,296 万 4,000 円の減額、1 億 374 万 5,000 円、工事の実績に基づく調整でございます。

6 目 災害対策費 84 万 4,000 円の減額、4,452 万 3,000 円、工事の実績に基づく調整でございます。

10 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費 2,095 万円の減額、2 億 9,940 万円、事業の実績に基づく調整でございます。

3 目 スクールバス運行管理等費 198 万 1,000 円の減額、9,000 万 8,000 円、事業の実績に基づく調整でございます。

18 ページをご覧ください。

4 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 財源の更正でございます。

6 目 図書館費 財源の更正でございます。

5 項 保健体育費 2 目 保健体育施設費 財源の更正でございます。

3 目 学校給食共同調理場費 財源の更正でございます。

19 ページをご覧ください。

14 款 予備費 1 項 予備費 1 目 予備費 財源の更正でございます。

補正予算書の 4 ページにお戻りください。

第 2 表 債務負担行為補正、廃止でございます。事項名のみ申し上げます。

重粒子線治療費利子補給でございます。

第 3 表 地方債補正、変更でございます。起債の目的、限度額を申し上げます。

緊急防災・減災事業、1,790 万円を減額いたしまして、1 億 1,970 万円。

緊急自然災害防止対策事業、430 万円を減額いたしまして、1 億 8,380 万円。

過疎対策事業、1 億 1,890 万円を減額いたしまして、10 億 4,520 万円。

上水道出資事業、1,370 万円を減額いたしまして、1,220 万円。

デジタル活用推進事業、3,030 万円を減額いたしまして、2,990 万円。

学校教育施設等整備事業、20 万円を減額いたしまして、3,980 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第 69 号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

---

**【議第 70 号の上程、説明、質疑、討論、採決】**

○議長（菅原隆男） 日程第 7、議第 70 号 令和 7 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

[町長 田宮 修 登壇]

○町長（田宮 修） ただいま上程されました 議第 70 号 令和 7 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3 月 31 日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

主な内容といたしましては、事業実績に基づき、建設改良費の財源等の調整を図るため所要の措置を講じたものであります。以上の結果、資本的収支の状況につきましては収入の総額から 210 万円、支出の総額から 215 万 8,000 円を減額し、収入の総額を 7 億 6,035 万円、支出の総額を 8 億 6,217 万 8,000 円とするものであります。

なお詳細につきましては病院事務局長より説明いたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

補正予算書（第 5 号）1 ページをご覧ください。

専第 7 号 令和 7 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 5 号）。

総則。

第 1 条 令和 7 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出の補正。

第 2 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 182 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 182 万 8,000 円で補てんするものとする。）

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第 1 款 資本的収入 210 万円の減額、7 億 6,035 万円。

支出。

第1款 資本的支出。215万8,000円の減額、8億6,217万8,000円。

企業債。

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、限度額を申し上げます。

過疎対策事業、補正前の限度額から520万円を減額いたしまして、3億3,960万円。

病院事業、補正前の限度額に310万円を追加いたしまして、3億4,800万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第70号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

---

### 【議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（菅原隆男） 日程第8、議第71号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

〔町長 田宮 修 登壇〕

○町長（田宮 修） ただいま上程になりました 議第71号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、この度の町職員の不祥事について、町民の皆様に陳謝するとともに、管理監督者としての責任を重く受けとめ、町長の報酬の減額を提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

議第71号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 20 項の次に、次の 1 項を加える。

第 21 項 令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの間、町長に対して支給する給料月額  
は、別表第 1 に定める給料月額から当該給料月額に 100 分の 50 を乗じて得た額を控除した額と  
する。

附則。

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ採決いたします。

議第 71 号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【議第 72 号の上程、説明、質疑、討論、採決】

○議長（菅原隆男） 日程第 9、議第 72 号 白鷹中学校グラウンド排水対策工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、田宮修君。

〔町長 田宮 修 登壇〕

○町長（田宮 修） ただいま上程になりました 議第 72 号 白鷹中学校グラウンド排水対策工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、白鷹中学校グラウンド排水対策工事について、条件付き一般競争入札の結果に基づき契約を締結するため提案するものであります。

内容につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） ご説明申し上げます。

議第 72 号 白鷹中学校グラウンド排水対策工事請負契約の締結について。

町は、下記により白鷹中学校グラウンド排水対策工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議

決を求める。

記。

1. 契約の目的 白鷹中学校グラウンド排水対策工事。
2. 契約の方法 条件付き一般競争入札。
3. 契約金額 1億5,950万円。
4. 契約の相手方 山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝3534番地1、丸羽建設株式会社 代表取締役 齋藤英人。

工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、降雨時にグラウンドの排水が法面を侵食し、沿道へ流出して一部道路が冠水していたことから、グラウンド周りや昇降口前に水路を新設するなどして河川への排水路整備を行うほか、洗堀されたグラウンド下の法面を整形するとともに、劣化が著しいグラウンド周りのフェンスの改修を行うものでございます。

財源につきましては、学校施設環境改善交付金等を活用するものでございます。

工期は、令和9年1月29日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○議長（菅原隆男）** 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（菅原隆男）** 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（菅原隆男）** なければ採決いたします。

議第72号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（菅原隆男）** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【閉会の宣告】

**○議長（菅原隆男）** 以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これをもって令和8年第4回白鷹町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

**閉会**

<午前10時49分>